

平成29年度 第1回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 平成29年7月7日(金)午後1時30分～午後3時10分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、市川委員、福田委員、寺谷委員、芝辻委員、佐藤委員、田中委員、堺委員、小嶋委員、池田委員、川本委員、高木委員、堀井委員、高野委員、古川委員、松本委員、伊藤委員、伊藤委員、那須委員、宮嶋委員、鈴木委員、岡野委員、野澤委員、鷺尾委員、古川委員、吉野委員
- 欠席委員 河内委員、池田委員、坂井委員、浅沼委員
- 市職員 沼尻文化スポーツ部次長、市川地域安全対策課長、横道健康推進課長、阿部地域福祉推進課長、柏木子育て支援課長、古田文化生涯学習課長、日野指導室学校教育指導担当主幹、福嶋健康推進課係長
- 事務局 遠藤子ども家庭部長、坪井児童青少年課長、古塩児童青少年課長補佐、藤川青少年係長、布谷健全育成担当主査
- 傍聴者 0名

先般

資料

1 会議資料

(1) 次第

(2) 平成29年度第1回府中市青少年問題協議会会議資料

資料1…府中市青少年問題協議会条例

資料2…平成28年度府中市青少年健全育成関連事業実施結果等

資料3…平成28年度青少対事業の参加状況

資料4…社会環境浄化活動について

資料5…平成29年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

平成29年度 府中市青少年問題協議会委員名簿

(3) 席次表

2 参考資料

(1) 東京都多摩児童相談所相談概況等

(2) 矯正研修所「国際法務総合センターの概要」、「国際法務総合センター維持管理・運営事業(PFI事業)について」

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 副会長の選任について
 - (2) 府中市青少年健全育成事業の実施状況等について
 - (3) 青少年対策地区委員会の活動状況について
 - (4) 社会環境浄化活動について
- 3 報告事項
「府中市内におけるインターネット利用に関わる問題行動の未然防止対策の現状について」
- 4 情報交換
 - (1) 府中市内における少年非行等の現状について
 - (2) 児童相談の現状について
 - (3) 児童・生徒の現状について
- 5 その他
- 6 閉会

議 事 概 要

- 1 あいさつ
会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 委嘱状の伝達
- ・ 委員の自己紹介
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配付資料の確認

が行われた。

- 2 議題
 - (1) 副会長の選任について
【事務局より説明】

福田委員から市川委員の推薦、高野委員から松本委員の推薦があり、了承が得られ、両委員が副会長に選任された。

(2) 府中市青少年健全育成事業の実施状況等について

【事務局より、資料2に基づき府中市青少年健全育成事業の実施状況について説明】

お手元の会議資料3ページからの資料2についてご説明させていただきます。青少年健全育成の主な事業としては、大きく関連事業と通年事業の2つに分かれております。

資料の3ページ・4ページは、平成28年度関連事業及び通年事業の実施状況でありまして、5ページから7ページは、平成29年度の青少年健全育成事業の一覧表でございます。

なお、本年度より、市民活動支援課が地域コミュニティ課に、文化振興課が文化生涯学習課に、生涯学習スポーツ課がスポーツ振興課にそれぞれ組織名が変更しておりますが、平成28年度関連事業及び通年事業の実施状況については、旧組織名で記載しておりますので、ご了承ください。

まず、3ページ目の28年度関連事業実施結果ですが、表の左上から主管担当課、年間の主な事業内容、事業数、参加人数に分かれています。

28年度は、15の部署におきまして、98の事業が実施され、事業参加人数の合計といたしまして、35万8,421人の参加がありました。このうち、児童の参加人数は、16万5,665人となっております。

前年度と比較いたしますと、参加総人数で、9,712人の増加、児童の参加人数で8,111人の減少となっております。

この減少理由ですが、市民活動支援課の「文化センター地域まつり」における児童・生徒数の概数の算出方法を見直したことが主な理由となります。

次に、4ページ目をご覧ください。

ここでは、年間をとおして定期的実施される事業や、相談事業等を記載しております。

28年度の実施結果につきましては、12の部署におきまして、48の事業を実施いたしました。参加人数は、延べ31万2,653人、うち児童の人数は28万1,948人で、前年度と比較いたしますと、総参加人数で7,640人、児童の人数では2,675人の増加となっております。

参加人数の主な増加要因は、全体的に増加傾向でありましたが、中でも市民活動支援課の事業、「児童館指導員と遊ぼう」での増加が主な要因となります。

相談事案につきましては、4ページに記載のとおり現在、子ども家庭部、教育部合わせて6事業で推進しております。

相談事業の件数ですが、平成28年度は、2,384件の相談を受理しており、広く市民に活用していただいております。

次に、資料の5ページから7ページにつきましてご説明いたします。

この資料は、本年度における各課の青少年関連事業及び通年事業を記載したものでございます。

事務局といたしましては、平成29年度府中市青少年健全育成基本方針の達成に向け、関係各課、関係機関、地域の青少年育成諸団体及び学校等との連携をより深め、記載の放課後子ども教室事業、青少年体験事業、家庭の日関連事業などの事業を推進してまいります。

府中市青少年健全育成事業の概要説明は以上であります。

【意見、質問はなし。了承】

(3) 青少年対策地区委員会の活動状況について

【松本委員より、資料3に基づき青少年対策地区委員会の活動状況について説明】

それでは、私からお手元の会議次第の2にあります議題(3)青少年対策地区委員会の活動状況について、会議資料8ページからの資料3に基づいて、ご説明をさせていただきます。

青少年対策地区委員会は、市内の各中学校を1単位として、現在11地区で646名の委員で活動しております。

委員の構成は、学校、PTA、民生児童委員、保護司、自治会会員、青少年委員などからなっております。

昨年度は、各地区合計145回の委員会を開催し、研修も全地区で実施しております。

活動内容は、大きく分けまして、環境浄化活動・非行防止活動・啓発活動その他の健全育成活動です。

資料に基づいて活動内容のご説明をさせていただきますと、環境浄化活動としては、地域パトロール・夜間パトロールなどを行っております。

非行防止活動としては、座談会・講演会などを行っております。

啓発活動としては、中学生らと共に街頭広報活動などを行っております。

その他の健全育成活動についてお話ししますと、文化的な活動としては、作文発表大会・かるた大会・ふれあいコンサート・凧揚げ大会などを行っております。

スポーツ活動としては、スポーツフェスティバル・軽スポーツ大会・わいわい駅伝・ちびっこ相撲大会などを行っております。

レクリエーション活動としては、早朝徒歩ラリー・サマーフェスティバル・ゲーム大会・地域ふれあいまつり等を行っております。

ボランティア活動としては、多摩川清掃や地域清掃活動などを行なっております。

これら青少対事業の昨年度の参加人数についてですが、総数が2万4,077人で、うち児童数は1万1,091人と多くの参加者がありました。

今年度もより多くの市民・児童に参加して頂けるよう、各地域の特性に合わせて様々な事業を計画・実施しているところではありますが、詳しい活動内容についての質問等がございましたら、本日、各地区委員会の委員長が出席しておりますので、お尋ねいただきたいと思います。

最後になりますが、今後とも青少対の活動に対するご理解・ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【意見、質問はなし。了承】

(4) 社会環境浄化活動について

【事務局より、資料4、資料5に基づき説明】

事務局から、議題(4)について、ご説明申し上げます。お手元の会議資料12ページの資料4をご覧ください。

府中市では、環境浄化活動として、資料に記載のとおり、本年度も積極的な取り組みを実施していく予定でございます。

1の「市内パトロール活動について」ですが、青少対では、青少年の非行防止、危険場所の発見等を目的として各種パトロールを実施しております。

パトロールの実施方法は、パトロール員が姿を見せる「見せるパトロール」を重点に実施しております。

昨年度の実施回数は、85回と前年度より回数は減っているものの、参加人員としては約100名増加しており、多くの方々によるパトロールを実施しています。

当市の安全も、こうした地域の方々の熱心なパトロール活動などに支えられて成り立っているものと深く確信しております。

2の「府中市青少年健全育成協力店制度の推進状況について」ご説明します。この制度は、平成15年9月よりコンビニエンスストア、書店の2業種にご協力いただき、始まった制度です。

現在では、青少対の皆様のご協力のおかげで、コンビニエンスストア100店、酒・たばこ販売店38店、書店4店、ビデオ店4店、ゲーム店3店、カラオケ店2店、携帯電話販売店1店、刃物類販売店1店の合計153店のご理解ご協力を得て、事業を推進しております。

本年度は、市内の未加入のコンビニエンスストア、カラオケ店・インターネットカフェ店の加入依頼活動等を、今月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中に実施する予定です。

続いて、会議資料13ページの資料5をご覧ください。

内閣府では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として青少年の健全育成への取り組みを集中して実施しております。

今年度の重点課題は、会議資料14ページ上方の(1)から17ページの(7)までに記載の7項目です。

項目のみ読ませさせていただきます。

重点課題1「子供の性被害の防止」、重点課題2「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進」、重点課題3「有害環境への適切な対応」、重点課題4「薬物乱用対策の推進」、重点課題5「不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止」、重点課題6「再非行(犯罪)の防止」、重点課題7「いじめ・暴力行為等の問題行動への対応」。

以上の7項目になっております。

各機関との連携や青少対の皆様等のご協力を得まして、広く啓発していく予定でございます。以上です。

【意見、質問はなし。了承】

3 報告事項

「府中市内におけるインターネット利用に関わる問題行動の未然防止対策の現状について」

【市立中学校校長会・生活指導主任会委員長より説明】

皆さん、改めましてこんにちは。本日はご貴重なお時間をいただき、学校、家庭、地域、行政の連携によるSNSトラブルの未然防止に向けてということで、少々お話しをさせていただきたいと思っております。

まず、未然防止ということですが、スマートフォンについて我々の認識を少々改めていかなければならない部分があります。

実は先日、とある高校の校長先生とお話しをする機会があり、そこで、現在の子どもたちの状況についてお話しをさせていただきました。その際に、最近の高校生は、休み時間になると廊下に1人であることが多いそうです。それで、その子たちに声を掛けると、「寂しくはないよ。」と。その子たちは、スマートフォンを出して、「これが友達だよ。」というふうに言うのだそうです。

というのは、このスマートフォンの中に友達がいるということです。それで、その友達と会ったことはあるのかと聞きますと、「あるわけないでしょ。やばい

から。」という返事が返ってくるそうです。でも、自分を励ましてくれる、自分の相談に乗ってくれる友達は、このスマートフォンの中にいる。子どもたちにとってスマートフォンとは、もう欠かせない自分のツールというよりも、心の一部のようなものになってきている。ということ、ご理解いただきながら私のお話を聞いていただくとありがたいです。

この画面にある言葉をどう読みますか。先日、第八方面の学校警察連絡協議会の中で、お話しいただいた内容です。

仲の良い友達A子さんとB子さんがいて、B子さんの方からのメールのやり取りで、「A子は、関係ないしね」という言葉が送られてきました。すると、この言葉が原因で、A子さんは学校に行けなくなってしまったのです。

仲の良い2人なのですが、このやり取り、読み方によっては、「A子は、関係ない 死ぬ」というような読み取りもできます。読み手の側の状況によっては、このようなことも生まれてくることが、SNSの1つの怖さでもあります。

次に、現在までの府中市のSNSへの取り組みですが、実は平成27年度のこの青少年問題協議会の中で、インターネット等についての子ども達の状況を、というお話しをいただきました。それを受けて、子どもたちのインターネットやSNS利用の実態把握アンケートというのを、中学生5,500人を対象に調査しました。

また、その時の保護者の皆様にもアンケート調査を実施させていただきました。その結果を基に、「SNS府中ルール」というのを策定し、「SNSトラブルゼロ協働宣言リーフレット」を市で作成していただいて、今、生徒たちへの指導をしております。

また、昨年このリーフレットを基に、生徒会のリーダー研修会で内容を検討・協議しまして、「府中市生徒会行動宣言」を作成し、市長室を訪問させていただきました。

その後、子どもたちのインターネット、SNS利用の状況の変容、この変容の確認のアンケートを2年連続で実施しております。

この画面は、高野市長と、教育長のところに行動宣言としてお渡ししたものです。このような「SNS 決めて守ろう 使用時間」等、これらは生徒会リーダー研修会で、府中市内全中学校の話し合いで作ったものです。

そして、府中市では他市に先駆けて、このような取り組みを行っているとの内容が新聞でも報道されました。この時はまだ、各中学校ごとのルールを策定中でしたが、現在は、各中学校ごとの独自のルールを設けさせていただいております。

そして、この画面にあるのがリーフレットです。2年前に、一斉に各学年に配らせていただいて、今年度は、1年生にもこのリーフレットを配りました。

このリーフレットを活用して、生徒達にSNSについての家庭のルールを作

ってもらおうとしております。

実態になりますが、SNSは非常に利便性が高く、我々の生活に非常に密着しているものですが、先程もお話しさせていただきましたが、やはり、子どもたちは、中々、モラルの確立や、安全な利用をすることがむずかしい部分があり、全国的には様々な問題が起こっています。悪口、ネット依存、個人情報の漏えい、架空請求やなりすまし、不正アクセス、そして性犯罪被害と、子どもたちが友達と言っているスマートフォンの中に、これだけの危険性を孕んでいます。特に、府中市内の中学生では、ネットによるいじめ、そして、ネット依存による体調不良や不登校、学力低下、そして、画像のネットへのアップによる問題、これが府中市内のどの公立中学校でも起きていておかしくない、身近な問題だということをご理解ください。

パソコン、スマートフォンを使う限りは、常に危険と裏腹であるということです。

また、平成27年と28年でデータの調査結果を比較してみました。その結果、まず、2番目なのですが、「インターネットに接続している機器はなんですか」という設問で、スマートフォンがまた増えてきております。

子どもたちのスマートフォンの所有率は、年々増えてきており、クラスで聞きますと、3年生では9割以上の子どもたちがスマートフォンを持っているという状況です。携帯電話を持つ数は減少し、スマートフォンへの移行が進んでいる状況です。

「利用するに当たっての家庭でのルールを決めていますか」とついてですが、このリーフレットを配らせていただいてから、58パーセントから61パーセントへ、そして、保護者の方ですが、77パーセントから80パーセントへと、少しずつではありますが、家庭での意識が向上し、すぐに飛躍的には上がりませんが、ルール作りも少しずつ増えてきています。

そして、「機器の通話やメール、インターネットの通信、利用履歴を保護者が確認してもよいことになっていますか」は、中学校で、是非、保護者会を通じて、確認できるような環境を作ってくださいということを生指導主任会を通じて依頼しているところです。中々、子どもたちも嫌がる部分もありますが、それでも、若干ではありますが増えてきており、保護者の方々の認識も、個人の物だから見てはいけないというのではなく、やはり、子どもたちの生活の様々な把握をしておかなくてはならない部分として、55パーセントのご家庭が、機器の履歴の確認という対応を取られています。

「利用していて何かしらのトラブルがありましたか」という質問で、トラブルがあったとの回答が約9パーセントと、若干ですが増えております。

5,000人からアンケートを取っておりますので、その10パーセントといえますと約500件、つまり、1年間に市内全中学校でSNSによるトラブル

が約500件起こっていると考えられます。

また、小さなトラブルは、この数には出ていない部分もあり、ここに反映していない小さなトラブルを含めると、もっと多いのではないかと予想されます。トラブルの内容ですが、身近な友達との喧嘩、人間関係のトラブル、そしてこの中で、冒頭でメールのお話しをしましたが、送り手の方は悪意がなくても、取り手の側に、どのように取られてしまうのかというような危険があり、SNSでは文字が残るといったところの危険性があります。

これまでの市内各中学校ごとでの取り組みですが、このリーフレットを活用しております。

その中で、各中学校での取り組みを若干紹介させていただきますと、まずこのリーフレットを生徒たちに配付し、そして、各ご家庭で話し合っただけでなく、一週間後に学校へ持って来て読み合わせをする。このような活用です。あるいは、SNSトラブルの話をしていく中で、リーフレットを使うことで、トラブルが少しずつ減ってきているとの報告もあります。

また、このSNS府中ルールをトイレに貼り啓発をはかる。トイレは毎日皆が利用しますので、トイレに沢山貼って、このルールを浸透させている中学校もあります。また、後ほどまたお話しさせていただきますが、府中は小中連携が進んでおります。その中で、中学校入学以前の保護者の方からSNSについての、心配事のご相談を受けたりというようなこともあります。

このように、このアンケート調査は、非常に効果的であるということが多々ございました。

府中市内各中学校がこのリーフレットを活用しながら、子どもたちに、SNSを怖いから利用しないというのではなく、安全に利用するという前提に立って、利用・活用の仕方を教えていく取り組みをしております。

SNSアンケートを配布し、生徒会行動宣言を毎年全員に周知し、各中学校ごとに独自のルールを作成しました。それを基に府中警察署の方たちの協力を得ながら、セーフティ教室を実施し、また、携帯電話のメーカーさんに来ていただいて、活用を学ぶ活動をしております。

また、生活指導主任会では、小学校とも情報交換をしながら、高校から中学校に下りてきた、このような課題は、やがては小学校の方にも起こるのではないかと考え、常にアンテナを高くしながら情報交換をしております。

また、年度当初には、各学校とも校長自らがSNSについてのメッセージを生徒向けに発信しております。

府中市内では、生徒の自治の意識・規範意識を向上させながらSNSを正しい利用の仕方をしていくことに、現在、取り組んでいる最中です。

そして、今後の課題なのですが、今、SNSの課題というのは社会問題にもなっており、文科省や東京都、警察であるとか、様々なトラブル防止のポスタ

一やリーフレットが出てきております。そのため、SNS府中ルールに焦点化することが、中々、難しくなってきました。

これを、我々、生活指導主任会としては、先程も申しあげたように、「府中ルール」というのを前面に出して、府中の子どもたちにこれを浸透させていきたいというところが、今年度、取り組んでいることです。

そして、保護者会やセーフティ教室への保護者や地域の方たちの参加をもう少し増やし、子どもたちにとって、スマートフォンは友達以上の存在、その中には沢山の友達がいる存在であるというような意識を、少し変えていこうと活動しています。

大人の私たちには、情報を得るための機械であったり、あるいは電話をするための機械だったものが、子どもたちにとってはもっと大きな存在になっているということを保護者の方たちにも認識していただきたい。

そして、小学校のスマートフォンの所持率が若干ではありますけれども、生活指導主任会議でお話しを聞いている限りでは、高学年で少しずつ増加しております。その増加していることに対する対応、これは小中連携で色々とお話しをしていかなければいけないのですが、小学校保護者の方たちへのアプローチ、そして、今日、この場でお話しをさせていただいたような、学校や地域の方たち、行政の皆さんの御協力があって、はじめて子どもたちにSNSへの壁を立ててあげられる。

府中のSNSルールというのは、府中市内すべての児童・生徒が地域や行政の方たちに大きく見守っていただく。一番難しいのは、ご家庭へのこちらからの様々な指導、あるいは啓発は、ご家庭によって色々な価値観をお持ちでいらっしゃると思いますので、粘り強くSNS等の危険性を、子どもたちのため皆でルールをしっかり守っていこうと意識を高めていければと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

【意見、質問はなし。】

4 情報交換

(1) 府中市内の少年非行等の現状について

【府中警察署より説明】

それでは、府中市内における少年非行の現状について私の方から、数字を挙げながら説明をさせていただきます。

今年の1月から5月末までの検挙人員ですが、少年の検挙人員は30名となっております。その内訳ですが、刑法犯が25名、それと特別法犯が5名ということで、これは前年同期と比較しますと刑法犯がプラス19名、特別法犯が

プラス4名という結果になっております。

いずれも増加傾向にあることから、今年はどうなのかということで、今年の特徴ですが、万引きで検挙された少年が今年8名と増加傾向にあるということと、暴行や脅迫などの粗暴犯が6件と中々減らない現状にあるということが言えるのではないかと思います。万引きが増えた理由ですが、少年の場合、コンビニで万引きするというケースが非常に多いのですが、以前は、仕事が忙しくて店を離れられないという店側の都合、それから、親に買い取ってもらったし、少年の将来を考えると被害届は躊躇する、というような考え方で、中々、立件することが困難なケースが多くありました。

そこで、コンビニの店長を警察署に招致し、色々な指導をいたしました。

その結果、我々警察の意図するところを理解していただきまして、被害届の提出率が上がってきたということが理由の1つとして挙げられるのではないかと考えております。

また、今年の3月には、マスコミにも大きく取り上げられた事件があり、これは、出会い系サイトで知り合った成人の被害者に対して、「俺の女に手を出したな。」と因縁をつけて現金を脅し取る、いわゆる美人局の事件で、16歳から19歳の男女3名を検挙しております。

これは警視庁本部の少年事件課の応援をいただきながら、事件の解明にあたったということで、ニュース、新聞などで取り上げられた事例になります。

次に、補導です。少年補導の関係ですが、今年の1月から5月末までで、161名補導しております。昨年の同時期が155名ですので、ほぼ同水準の結果となっております。内容的には、深夜はいかいが118件と最も多く、次いでゲームセンターなどの風俗営業店への立ち入りが27件という結果になっております。これも同じく、夏休みに入ると、ゲームセンターなどの、遊興施設で夜遅くまで遊んでいたり、公園などで深夜にたむろしているといったことが起きやすい季節になっていきますので、我々としても大きな犯罪に発展する前に、しっかりと少年に対する補導活動を通じて指導を行っていきたいと考えております。

深夜はいかがい118名ということですが、前回の青少年問題協議会の時にお話ししましたが、SNSを通じて、いわゆるポルノ画像を自画撮りして、知らない相手に送ってしまったという事案があったのですが、これは被害児童も被疑者も少年だったのですけれども、どちらも、先程校長先生がおっしゃったように、SNSが本当に身近な存在で、夜遅くまでSNSをやっている。

この時はツイッターだったのですが、その中で、見知らぬ相手とやり取りすることが何の抵抗も感じない状態になっているということで、私も色々と考えていかなければと感じたところではありますが、いずれにしてもそういった犯罪に巻き込まれないように、今後もしっかりとやっていきたいと考えておりま

すので、よろしくお願いいたします。

これは非行の現状と少し内容は違うのですが、今後のお知らせとお願いいいことで、1つご紹介をさせていただきます。

すでにご承知の方が大勢いらっしゃるかと思いますが、7月1日から特定異性接客営業等の規制に関する条例というのが施行されております。これは、いわゆるJKビジネスを規制する条例になっております。

18歳未満の子によるマッサージですとか会話などの接客サービス、こういったものを売り物とする営業形態を条例で禁止して違反者に罰則を科すというものになっております。

一見すると問題がないアルバイト、皆がやっているからと、簡単に見られがちなのですが、実際に18歳未満の少女が客から児童買春の被害に遭うといったケースもあり、非常に危険なアルバイトであるということです。

既に、少年係、スクールサポーターを通じて、市内の中学校等に対して条例を開設したパンフレットを配布するなどして、周知しているところではあります。今後、JKビジネスに関わるトラブルや相談などがありましたら府中警察の方にご連絡いただければと思います。

今後とも、引き続き皆様方と緊密な連携を取りながら、少年の検挙だけでなく、青少年の健全育成ということで各種対策の万全を期していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【意見、質問はなし。】

(2) 児童相談の現状について

【東京都多摩児童相談所より資料「東京都多摩児童相談所相談概況等」に基づき説明】

皆様のお手元に、東京都多摩児童相談所相談概況等とあるA3のカラー刷りのものをご用意していただきましたので、それに沿ってお話しをさせていただきます。

まず、28年度の速報値ということで若干、数件の入れ替わりはあるかもしれませんが概ねこのような形で計算しております。

お手元の資料の1番上の左は、児童相談所と区市町村の相談件数です。これは、東京都児童相談所は赤く表されておりますが、3万5,341件と、かなり増えています。26年から27年、また28年も増加傾向にあります。

市区町村の相談はもう少し多いのですが、児童相談所の増加については、虐待相談件数の増加です。都内で虐待の児童相談が増えている訳ですから、何か虐待が増えていると誤解されがちですが、虐待相談件数、虐待対応件数が増え

ているのであり、都民の皆さんの虐待に対する意識が高まって虐待通告が増え、そして我々がご家庭にお邪魔したり、指導するということが増えているということで、人々の虐待に対する意識が高まっていると我々は理解しております。

右の方は多摩児童相談所の相談件数ですが、相談件数そのものは増加傾向です。中段に行きますと、主訴別です。やはり虐待が増えているということで、半分以上が虐待に対する相談です。

中段の右は、多摩児童相談所の虐待の相談受理件数です。28年度は787件で、この増え方はやはり25年、26年、27年、28年と増加傾向にあります。これら787件、1件1件に親と会い、子どもの安全を確認して報告を出していくというのが我々の仕事です。

下の段にいきまして、どのような年齢の子どもたちに関わっているのかということですが、28年は緑色で示していますが、特徴的なのが28年度は11歳、12歳と、この辺りの年齢の高い子たちの数が大きく増えているということです。年齢の高い子の虐待ということで通告をいただくことが多かったです。

それから、後でご説明しますが、面前DVで夫婦喧嘩を子どもの前でという時に、そこに小さい子どももいれば、大きい子どももいるということで、そういう大きい子たちの相談が増えているということです。

我々も児童虐待というと、0、1、2、3歳と、この辺りが全国的には虐待の死亡件数としてはとても多い訳ですが、小さい子の虐待ということだけではなくて、小学校高学年から中・高校生を虐待として扱う件数が増えてきています。14歳は48名と前年28名からかなり増えています。それから虐待の内訳ですが、心理的虐待が43パーセントです。

一般的に虐待というと身体的虐待、痣傷があるなどの身体的虐待が多いと思われがちですが、実は心理的虐待が多く、これも多くは警察からいただく面前DVの児童福祉法25条の通告が増えており、心理的虐待が増加しているということです。

裏面の上の方からご説明します。虐待の相談受理件数の各市別です。多摩児童相談所は管轄4市を担当させていただいていますが、府中市は少し減っています。27年度からすると他の調布市、多摩市、稲城市と比べると若干減っていて、児童人口の比率でも少し下がっています。児童1,000人当たり27年度は7.2でしたが、28年度は6.7ということで少し下がっています。

他の市と比べると、管内で1番人口が多いのは府中市ですから、件数は多いのですが、1,000人当たりとして見ると、減っているということです。

特に、多摩市は1,000人当たり8.5ということで増加傾向にあります。

中段に行きまして、多摩児童相談所の虐待相談で、どこからの相談が1番多いのかということですが、通常、児童相談所に電話や相談をしに来るのは誰が1番多いのかというと、子育てに悩むお母さん等と思いがちです。

しかし実は、多摩児童相談所、児童相談所全体なのですが、1番相談が多いのは警察です。驚かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、多摩児童相談所では誰から1番相談が多いのですかと問われた時に、「警察です。」となる訳です。これは、先程話したように面前DVということで110番があったり、近隣から連絡があって警察が臨場し、DVが行われた現場に子どもがいれば、それは子どもに対する心理的虐待、子どもの心を傷つけたということで、警察が書類にしたり、身柄にしたりという形で通告するというケースがとても増えています。

それで、警察からの相談が増加傾向にあり、例えば27年度は105件でしたが、28年度は212件と倍になっています。この傾向がまだ続いて、29年度も、より増えています。一方、非行相談の受理件数は増えたり減ったりしています。

虐待として受理するものの中に、もちろん子どもたちが家庭内暴力をしている場合もあるのですが、子どもが暴れる前に親が手を出しているという時には、我々は非行や粗暴等という訳ではなく、親の責任ということで虐待として受け入れます。ですから、どちらかというとなら非行という子どもの問題というよりも、児童相談所としては親子の問題、親への指導ということで受けているということで、非行の受理件数が若干減っているというのが現状かと思われます。

下の段にいきまして、虐待として相談を受けたもので、どのような対応をしているのかというと、指導、助言で終わっているケースがほとんどです。

それから、児童福祉法27条第1項第2号といわれるのですが、行政処分として文書を出して指導しているものが88件です。虐待の対応の中でも施設入所までいくものについては、20件となっています。

そして、里親委託が2件で、施設入所と里親委託、社会的養護という範疇でいきますと22件が親から離れて社会的な養護ということで措置しているケースです。その中で、施設の内訳がどうかというと、乳児院が多いです。

やはり乳児院が多いのは、先ほど話しました虐待死亡事件では0歳や1歳、2歳の小さいお子さんが多く、乳児院はおよそ3歳まで対応してもらえますので、乳児院に入所させるというような事例があります。

それから、児童福祉法が改正され、社会的養護、施設での措置と言うよりも家庭により近い形での措置を、というような国の指導があり、養育家庭の登録数を増やすことを念頭に置きながらやっています。府中市は8ということで、啓発活動や体験発表会などをしていながら、府中市とも協力しながら、社会的養護、それも家庭に近い形で、家庭での社会養護ということを広めていきたいと考えております。

府中市で虐待死亡ケースというのは0件で、これは皆様方にご協力いただいて0件であるということだと思っておりますが、虐待死亡ゼロを目指し今後も皆様

のご協力を得ながら児童相談所として対応して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

【意見、質問はなし。】

(3) 児童・生徒の現状について

【委員より小学校の現状を説明】

日頃より皆様方には、子どもたちを温かく見守っていただきまして、誠にありがとうございます。各関係機関の皆様にもお世話をおかけしておりますが、いつも親身に相談にのっていただき、深く感謝申し上げます。

今、小学校で健全育成とは、子どもの安全・安心を守ることと捉えておりまして、その視点は5つあります。1つ目は交通安全、2つ目は不審者対応・防犯、3つ目は防災、4つ目はいじめの未然防止・早期発見・早期対応、5つ目が本日話題になっていますSNSトラブルの未然防止です。

最初の3つにつきましては、おかげさまで府中警察署の方々や消防署・消防団の皆様、児童相談関係の方々とも協力しながら、様々な取り組みを行っています。例えば、近年小学生の自転車事故が多いため、各校の交通安全教室にて、自転車の安全な乗り方について、警察の方に直接ご指導いただいております。

しかし昨今は大人の自転車マナーが悪く、子どもが巻きこまれる事故が増えていますし、地域の方から「保護者と一緒に子どもがスピードを出して走っている。学校ではどのような指導をしているのか。」というお叱りを受けることもあります。ご家庭と共に考えていくために、自転車教室は大変重要と考えています。それから不審者対応・防犯に関しては、毎月の避難訓練（火事や地震が起きたとき、自分の身を守るにはどのように行動するかという訓練）の中で、不審者が校舎内に入った時の対応訓練もしています。警察の方が不審者役を演じ、先生たちが子どもたちに近づけないようにする訓練です。これらを通じて、大人があなたたちを守る、子どもも自分の身を守る行動を学んでいこうと考えてさせています。防災については、市内全小学校で、校長会で作成した「防災マニュアル」を活用して、日々対応しております。

次にいじめの未然防止については、昨今痛ましい事件も多くありますので、小学校では軽微な兆候を見逃さないように気をつけています。特に子どもの側にいる先生方のアンテナを高くして、「ちょっとふざけ合っているようだけれども、実はちがうのではないか。」というように、注意深く見る、感性を鋭くして見るのが大事だと考えています。そして気になることを見つけた時には、担任1人が対応するのではなく組織的に皆で考え、いじめと認知するか、それにつながる前段階なのか、見守りを続けるか等の対応を考えていきます。最近の

子どもたちは、人との関わり方があまり上手ではない部分がありますので、「いじめはだめ！」と口で言うだけでは効果がありません。日常子どもたち同士が関わる中で、小さなトラブルは起きます。そういう時にこそ、どのように解決したらいいのかを学んでいるのです。自分とちがう相手との関わり方を学ばせたり、そういう場面で自分も相手も大事にする気持ちを考えたりさせることが、未然防止につながります。各教科・道徳や特別活動、その他生活全般で取り組んでいるところです。

最後のSNSトラブルの未然防止については、各小学校での喫緊の課題となっています。今までは中学に行ったら携帯・スマホを買ってもらったことが多かったようですが、実際には小学生で持っている件数は増えています。親御さんにとっては、子どもの居場所が分かり安全のためにと持たせるのですが、実際には親の知らないところでSNSに通じている可能性があります。小学生の頃から、本日のお話のような被害に巻き込まれる事例やラインの正しい使い方など具体的な指導をしていかななくてはならないと切に感じています。

府中市中学校生徒会挙げての組織的な活動を受けて、各小学校においても、SNSの使用状況・家庭でのルール作りなどの実態調査を進めています。携帯・スマホを持たせていなくても、インターネット環境が家庭になくても、ゲーム機を持ってフリーW I - F Iの所に行きSNSにつながるという事例もありました。そういった実態を学校も保護者もよく分かったうえで、子どもたちが危険に巻き込まれないような対策を講じる必要があります。子どもたち自身が正しい知識を身に付け、使い方を考えていけるよう、中学年・高学年と発達段階に応じて教えていかななくてはなりませんし、ぜひご家庭でのSNSルールを作り実践していただきたい。これらのことをPTAの方々と共に検討しているところです。

本当に子どもたちを取り巻く危険はたくさんあります。その中でもどのように安全に、そして自分らしく相手のことも大事にしながら生きていくか、ということをお話しし、皆様のご協力を得ながら、今後も努めてまいりますので、どうかよろしくお願いたします。

【意見、質問はなし】

【委員より中学校の現状を説明】

私の方から、市内の中学校の現状についてお話をさせていただきます。

私は、府中市に、10年以上管理職という立場で勤務しています。

10年以上前と今を比べたら、中学生は非常に落ち着いていて、色んなことに一生懸命に取り組んでいます。

こちらにいらっしゃる青少対の方々も色々な活動の中でそういったことを感じていらっしゃるのではないかなと思います。ただ、全く課題が無いということではないので、その辺のところを少しお話しさせていただきたいと思います。

中学校、小学校もそうですが、毎月1回生活指導主任会ということで、各学校の生活の課題などを報告しているのですが、それを、4月5月6月の分をまとめて、データとして持ってきました。

以前ですと、万引きや深夜徘徊ですとか、煙草といったことが報告として多かった訳ですが、中学校の報告で、まず、万引きについては、4月は0件、5月は0件、6月は1件ありました。

深夜徘徊については、4月は1件、5月も1件、それから6月も1件です。それから、煙草については4月5月6月とも報告はなかったということです。ですので、そういった以前の非行傾向の子どもたちがいた時に見られたような、そういう行動というのは少なくなっている、ほぼ無くなってきているのではないかなと思います。

しかし、逆に、増えているところが、先程ありましたラインやSNSのトラブルです。

4月は4件、5月は2件、6月は7件ありました。これは、学校で関わって指導をした件数ということになりますので、実際の数はずっと多く、情報モラルのトラブル等が増えていることは間違いないと思います。

それから、少し特徴的なのは、プチ家出というものです。これは、家でトラブルがあったことが原因で、無断で学校を休んでしまうことがありました。

朝学校に登校しないでどこかに行ってしまったということなのですが、4月は0件、5月は3件、6月は4件ということで、こちらの方も増えています。

ですので、こういった傾向が府中市内の中学生の傾向ではあるのかなと思います。

それから、交通事故です。交通事故が2件ほど4月から6月までの間で報告されているのですが、その2件とも、やはり自転車絡みの事故になっています。

ですから、中学生の事故というのは自転車の乗り方の問題というところが課題になると思います。

それから、現代的な特徴であるのが、YouTube（ユーチューブ）絡みの報告があります。ユーチューブに勝手に人の画像を撮ってアップしたり、ユーチューブに載っていたことを真似してみる等ということです。

例えば、どのようなことを真似したかということ、ジャガイモを油で揚げたお菓子があります。その先に火を点けてみると、煙草を吸っているような煙が上がっていくのですね。そういったことを公園でやっていて学校の方に通報があったということです。ですから、そういった面白いことをやってみようかと

か、あるいは人の気を引こうかというようなことをネットを通してやるような傾向があるのではないかと考えています。

ただ、先程もお話ししましたように、大部分の中学校の生徒は頑張っています。この1学期、運動会や体育祭が各中学校で行われましたが、本当にどの中学校の生徒も、どの競技も一生懸命頑張っていて、その頑張りを地域の方に見ていただいて、非常に元気を与えていたのではないかなと思います。

それから、日常生活の中では学級の活動、委員会の活動等々を一生懸命取り組んでいますし、特に市内の中学生、小中連携をしている中ですごく良くなっていると思うのは、あいさつです。

学校の中でのあいさつ、学校にお客さんが来た時のあいさつ、それから小学校に行つてのあいさつ運動等、非常にあいさつが盛んになっているということがあります。

最後になりますが、課題というところでの話しになりますと、特別な支援や配慮を要する生徒です。やはり、そういう生徒が増えている傾向にあると感じています。

それについては、各学校で特別支援委員会という委員会を設けて、スクールカウンセラー等を交えながら具体的な策を講じたりしています。

不登校の生徒についても、やはり課題となっていますので、こちらについても、担任に任せるだけではなくて、組織的に家庭連絡をしたり、すぐに家庭訪問をしたりということで、繋がりを作る形で対応をしているところです。

市内の中学生は色々な面で頑張っているということ、それから地域の方に見守られて、色々支えられながらやっているということを実感しているということがすばらしいことではないかなと思います。私の報告は以上です。

【意見、質問はなし。】

【委員より高等学校の現状を説明】

皆さんこんにちは。私は府中東高校の様子について、どんな学校なのかということをお話ししたいと思います。

まず、府中東高校は3年前から部活動充実校ということで、まず部活動を一生懸命やろうというところからスタートし、部活動を中心にしながら生活指導に力を入れていく、生活指導に力を入れることによって学校生活を立て直し、学校生活を良くする、授業を大切にすることによって進路実績が上がる、進路実績が上がることによって次の受験をする生徒が増えていく。このようなスパイラルを昇っていこうという状況にあります。

部活の成果を簡単に言いますと、本校には珍しい部活動があります。まずボク

シング部があり、ボクシング部では女子もあるのですが、去年は関東大会を優勝しています。

和太鼓部は一昨年が全国優勝、昨年は全国3位となっています。それから、サッカー部が東京都ベスト16、女子バスケット、女子バレーは東京都ベスト32ということで、全体的にアップしているという状況になっています。それに併せて、生徒の生活面も大変良くなりました。非常に落ち着いた状況なのですが、落ち着いたということはどう説明すればよいか考えたのですが、こんなふうに私は思いました。

私は3年間見てきましたが、学校の落ち着き度合が1番分かるのが全校集会です。私は、3年前に全校集会で着任のあいさつをした時に、1年生はすごく静かで2年生3年生はうるさいという状態でした。

通常、1年生が2年生になると、いわゆる中だるみと言い、入学して慣れてきて、2年生でまだ卒業が見えていないということで、2年生がだらだらするという傾向が多いのですが、2年前には、その1年生だった生徒が中だるみならず、3年生がうるさくて1、2年生が静かという状態でした。それから去年になり、見事に静かになりました。

劇的に学校が変わってきたところも目の当たりにし、私は良いタイミングで府中東高校に来たなと思っていました。それから、そのように学校が立ち直っていきますと、特別指導というものがあり、酒や煙草などが当然入るのですが、このところ酒や煙草で特別指導になる生徒はいません。

私が3年前に着任した時には、1学期で10件くらいありました。それが2年目になりましたら、確か6件。去年は5件を割りました。今年は1学期を通して1件です。

こういうような状況で、大変落ち着いてきている様子を肌で感じていますし、まず、全校集会などを見ると整列の時間が早くなり、最初は15分くらいかかっていたのが今は5分で済んでいます。そういうところで、非常に変わってきたと思っています。

それから、もう1つ、建て替えということで、今まさに仮設校舎を建設し、この夏休みに学校を引っ越すという形で、非常に落ち着いたところで、さらに学校まで完全に建て替わり、今から3年後、来年の1年生が3年生になる2学期から新校舎に入れる予定で建て替えが行われることになっています。

府中市内の人気校になりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員より質問】

3人の学校の先生方も関係があると思うのですが、多摩児童相談所の報告で、

これは過去にも尋ねたことがあるのですが、家庭や親戚からの相談、それから警察からの相談と言いますか、こういったものが多いのですが、学校からの相談がいつも少ないのです。

中学校などは、先程、特別支援委員会を作っておられるというのですけれども、警察と緊密に連携を取っておられるのか、あるいは取っておられないのか、あるいは学校がそういったことを相談するのはまずいのではないかとということがあるのでしょうか。

いつも、多摩児童相談所の相談経路別の報告を受けると、少し矛盾しているなと感じるのですが、どなたでも結構ですので、お伺いします。

【委員より回答】

多摩児童相談所ですが、実は、学校の先生方は、まず府中市の子ども家庭支援センターに相談されることが多いのです。児童福祉法の中では、まず、第一義的には区市町村に相談ということになっています。

それで、市の窓口は子ども家庭支援センターなので、学校からは、まず、支援センターに相談されるということなのです。

私どもも、もし学校、先生方から相談があった場合には、「この案件について子ども家庭支援センターは既にご存知ですよ。」というように申しあげることが多いです。

もちろん、痣傷があって、今、血を流しながら登校してきたというような場合は、すぐに児童相談所が飛んで行くというような対応がありますが、普段、様々な子どもについてのご相談、学校からのご相談については、子ども家庭支援センターが沢山お受けになっているという印象がありますので、そういったことをお伝えしておきます。

【委員より回答】

府中警察署です。今、多摩児童相談所からは子ども家庭支援センターの方からというお話もあったのですが、学校と警察、それから子ども家庭支援センターの「たち」とそれぞれ三者連携を取っています。

そして、やはり、最終的にこれをどうするかということで、警察側の方で、「これはやはり深刻なので児童相談所に相談しましょう。」と結論付けて、我々の方から児童相談所に最終的に相談を上げるというのが、この数字の表れかと思えます。

これで見ただけだと、学校とそれから区市町村というところと、今のお話しがグラフでご理解いただけるのではないかと思います。

【意見、質問はなし】

(4) 法務省矯正研修所の現状について

【委員より法務省矯正研修所の現状を説明】

私の方から、1点、情報提供とごあいさつをさせていただきたいと思ひまして、貴重なお時間をお借りしたいと思ひます。

資料の中に、当所から提出いたしました、国際法務総合センターの概要に関する2枚を用意させていただきました。

私が今、勤務しております矯正研修所という機関ですけれども、この9月1日から昭島市の方に移転することになっております。

矯正研修所という機関は、全国の刑務所や拘置所、それから少年院、少年鑑別所、そういった所に勤務している職員、これは矯正職員と呼ばれますけれども、そういった職員の養成や研修をする機関です。

古くは明治23年の監獄官練習所という時代に遡る、そういう歴史を持った機関ですが、昭和41年から府中市晴見町の方に移転しまして、ここで51年間、矯正研修所の運営を続けてまいりました。

現在の矯正研修所である府中の本所という所と、あと、東京都中野区に矯正研修所中野分室、これは今まで旧東京支所と呼ばれていた機関があります。

府中の本所では、高等科という、将来、矯正施設の施設長など幹部を養成するための研修や、研究科と言って、特定の課題について深く調査研究するような研修等を担っております。

中野分室の方では、採用間もない刑務官を養成するための初等科、採用間もない法務教官、法務技官を育成するための基礎科といった研修、そして、それらの職員が将来中級幹部になるような段階で受ける中等科・応用科といった研修を担ってきております。

これらが、この秋から昭島市の方に移転し、新しい施設において、府中と中野が統合された形で、業務の運営をいたします。

国際法務総合センターと呼ばれている所に移転予定なのですが、色刷りの紙にイメージ図が載っておりますが、昭島市に所在する立川基地の跡地の広大な敷地が昭和記念公園の西側の方にあります。

ここに、ご覧のような官庁街が出来上がっており、今年度の秋には、矯正研修所、国連アジア極東犯罪防止研修所、及び公安調査庁研修所が、移転をいたします。

そして、現在の八王子医療刑務所が東日本成人矯正医療センターという名称に変わって、来年の1月からここに移転して業務を運営することになっております。

新施設におきましては、PFI手法という、民間事業者に色々な施設の運営を委託して、施設の維持管理や、周辺の警備ですとか、自動車運転、清掃環境整備、そういったところを民間に委託し運営していくことによって、行政の効率化や適正な収容関連業務の推進、適正な矯正医療の確保、それから地域との共生といった理念の下に新しい施設を運営していくという予定になっております。

矯正研修所の代々の所長は、府中市青少年問題協議会の委員に委嘱していただき、本協議会に参加させていただいてきたことを大変光栄に思っておりますし、今日も色々な情報交換があり、私としても、この地域の児童・生徒の問題行動ですとか非行の問題について非常にリアルタイムな、貴重な情報を沢山いただいております。

それから、矯正研修所の運営につきましても、府中市や青少年問題協議会の委員の皆様方に、日頃から色々ご理解をいただき、また、ご支援をいただき、この51年間、ここで無事に運営ができたことに対して、心から感謝を申し上げます。

今日、委嘱状をいただいたのですが、多分、今日がこの会に参加させていただくのが最後になるのではないかと思います、お礼を申し上げたいと思っておりました。

大変長い間、矯正研修所の運営についてご理解いただきましてありがとうございます。国の機関として、引き続き昭島の方で運営をしていきますので、皆様方の引き続きのご理解ご協力を得ることができれば大変幸いです。

【意見、質問はなし】

5 その他

6 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。